

食品接触材料安全センターメールマガジン No.43（2022年7月下旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

このメールマガジンなどを通じ、改編 PL への意見提出など適切に対応頂くようアピールしてきました。6月24日厚労省 HP が改訂され、6月17日時点の意見提出状況が示されるとともに、7月7日「意見募集で寄せられた意見、質問を踏まえ検討中の方針」が掲載され、5つの意見、質問への方針が示されました。詳しくはつぎの URL からご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000962341.pdf>

意見募集で寄せられた意見、質問を踏まえ検討中の方針について

（令和4年7月7日時点）

1. 再整理で材質区分（合成樹脂区分）が変更される基材について
2. ケイ素を主成分とする化合物の整理について、（1）合成樹脂以外の材質：意見提出の必要なし、（2）合成樹脂の原材料の物質：使用実態に基づく詳細情報とともに、意見提出が必要
3. エチレングリコール、プロピレングリコールの重合体について
4. 塗布剤が塗られた端材を原料として利用することに伴う最終製品中への塗布剤の混入について
5. 通し番号 756「脂肪酸（c=8～28）（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。）」について

（2022年7月7日厚労省 HP 掲載資料より）

■食品接触材料安全センター2022年度事業計画について

食品接触材料安全センター2022年度事業計画

今回よりシリーズで、食品接触材料安全センターの2022年度事業計画を紹介していきます。この事業計画は、2022年3月17日第3回センターの運営役員会で審議され、同25日（一財）化学研究評価機構の理事会で承認されました。また6月2日センター協議会第2回会員総会で報告されました。

ここでは事務局体制の整備について紹介します。基本方針は、システム化を通じて業務運営を効率化し、会員サービスを向上させることにあります。

1) 事務局の運営

2021年度に整備した事務局体制において、引き続き業務を行うとともに、情報システムの活用等による業務の効率化、会員サービスの向上等に取り組む。

2) 新規会員の年会費等の請求システムの構築

2022年度以降の新規会費の請求（入会金、新規会費）についてもデータベースを用いてメール送信できるよう開発を行うことでデータの一元管理を行う。また、2023年度の会費特例の見直しに合わせて、一斉メール配信用の会費データの見直しを行う。

3) 各種登録料の請求システムの構築

2022年度以降の確認証明書（ポリ衛協型）の登録料（新規、再交付等）についても郵送ではなく、月毎に請求書をメール送信できるようシステム開発を行う。

4) 会員窓口情報の更新

会員サービス向上を目的として、様々な重要な情報をメール等で着実に提供できるようにするため、3種類設定している会員窓口（「会員 窓口」、「確認証明書 窓口」及び「色材 PL 窓口」）に関する情報を随時更新する。

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

- 厚労省「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

重要なお知らせ 2022年7月7日掲載「意見募集で寄せられた意見、質問を踏まえ検討中の方針について」

- ChemLinked「[最新情報]日本はFCMポジティブリストに既存物質追加を提案」2022年7月1日

<https://food.chemlinked.com/news/food-news/japan-proposes-to-add-additional-existing-substances-into-the-fcm-positive-list>

- 農水省「品目団体の認定制度について」2022年7月7日

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/hinmoku-dantai-nintei.html>

e-GOV「「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく立入調査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令案」等についての意見・情報の募集について」令和4年7月8日

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003514&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003514&Mode=0)

「認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定規程」（案）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000238055>

- 中国食品工業協会「市場監督管理総局「でん粉とその誘導体の用語」等8件の推奨国家標準（承認案）の意見募集に関する通知」2022年6月29日

<http://www.cnfia.cn/archives/26207>

「包装容器 粉ミルク缶の品質要件（承認案）」

<https://www.samr.gov.cn/bzjss/zqyj/202206/P020220629340540823061.pdf>

- 欧州委員会「食品安全-プラスチック食品接触材料（リサイクルプラスチックに関する新たな規則を考慮したルールの改正）」

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13501-Food-safety-plastic-food-contact-materials-update-to-rules-in-view-of-a-new-Regulation-on->

[recycled-plastic- en](#)

食品接触材料分野において。プラスチック規則（PIM）はバージンプラスチック、リサイクル規則（改正案）はリサイクルプラスチックを管理対象とする。

●EFSA「食品接触材料として用いる高密度ポリエチレンとポリプロピレンクレートのリサイクルに使用する Cajas y Palets en una Economía Circular (CAPEC)プロセスの安全性評価」
<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7384>

●EU WTO 通知「G/SPS/N/EU/576」2022年7月4日
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NEU576.pdf&Open=True>

特定食品中のパーフルオロアルキル物質の最大レベルに関する規則（EC）No1881/2006を改正する欧州委員会規則（EU）案。

●EC SCHEER「「水枠組み指令に基づく優先物質の環境水質基準案」に関する科学的見解、ビスフェノール A」2022年7月4日
https://health.ec.europa.eu/system/files/2022-07/scheer_o_042.pdf

EFSA の BPA TDI5 桁切り下げを背景に水質基準を見直す。

●欧州委員会「2021年報告書 警告と協同ネットワーク」
https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-07/acn_annual-report_2021-final.pdf
RASFF の 2021 年状況を解析

●英国「UK REACH 作業プログラムにおける物質の優先順位付けの根拠、2022年から2023年」2022年6月30日
<https://www.gov.uk/government/publications/uk-reach-rationale-for-priorities-in-2022-to-2023/rationale-for-prioritising-substances-in-the-uk-reach-work-programme-2022-to-2023>

優先物質は、PFAS、マイクロプラスチック、ホルムアルデヒド、感熱紙含有ビスフェノール類、難燃剤。

●UK 毒性学委員会（COT）「海洋境界プラスチックに関するディスカッションペーパー」
2022年6月29日
<https://cot.food.gov.uk/Discussion%20paper%20on%20Ocean%20Bound%20Plastic>

●EuPC「EU のシングルユースプラスチック指令の 1 周年に向け EU の調和が後退」2022

年 7 月 4 日改訂

<https://www.plasticsconverters.eu/post/eu-harmonisation-going-backwards-for-the-eu-single-use-plastics-directive-s-first-anniversary>

シングルユースプラスチック指令の主要規制について、国内法で施行されているのは 27 ケ国中 13 ケ国と広報された。

●FDA 「FDA は食品プログラムの 2022 年優先ガイダンストピックの最新情報を公表」 2022 年 6 月 30 日

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-releases-update-2022-priority-guidance-topics-foods-program>

「開発中の食品プログラムガイダンス」

<https://www.fda.gov/food/guidance-documents-regulatory-information-topic-food-and-dietary-supplements/foods-program-guidance-under-development>

2022 年 12 月までに「GRAS パネルを召集する適正規範；業界向けガイダンス」、「食品接触物質の上市前提出物の策定（化学の推奨事項）：業界向けガイダンス案」策定予定。後者は消費係数（CF）、食品分配係数（fT）を 15 年ぶりに改訂する。

●FDA 「FDA はシーフードの PFAS 試験結果を共有する」 2022 年 7 月 6 日

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-shares-results-pfas-testing-seafood>

●インド WTO 通報「G/SPS/N/IND/284」 2022 年 6 月 30 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NIND284.pdf&Open=True>

食品包装材料における再生プラスチックの使用に関連する食品安全及び基準（包装）改正規則 2022。

●パラグアイ WTO 通報「G/TBT/N/PRG/134」 2022 年 6 月 30 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=s:/G/TBTN22/PRY134.pdf&Open=True>

MERCOSUR GMC 決議 46/06 の国内法移転。

●カンボジア「食品安全法」 2022 年 6 月 8 日公布、施行

https://www.moj.gov.kh/kh/download?key=KxwRh3NzY1MA==&lan=kh&return_url=yIZKmDaHR0cDovL3d3dy5tb2ouZ292LmtoL2toL2xhdy1yZWd1bGFyP3RpdGxlpSZkZXNjcmlwdGlvb20mc2lnbmVyb290PSZpbmN0aXR1dGU9JmNhdkVnb3J5PTEwJmNlY3Rvcj0mbW9

[udGg9JnlIYXI9MjAyMiZidG5TZWFyY2g9](#)

2022 年内に 9 件の政省令が公布される。

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

[\(https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/\)](https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCI の個人情報の取扱いに関しましては、JCI ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 [\(https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/\)](https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmsec@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構（JCI）食品接触材料安全センター
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmsec@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>